

この給付金について、都道府県や市町村、国の職員が、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。ご自宅や職場などに、そのような不審な電話や郵便などがあった場合は、最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

マイナンバーカードを利用した手続きが簡単・便利に

●マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120(95)0178
住民課住民班
☎(84)1214

●コンビニ等で証明書を取得

マイナンバーカードをお持ちの方は、お近くのコンビニ等の一部の店舗に設置してあるマルチコピー機で、次の証明書が取得できます。

取得できる証明書

- ・住民票の写し（マイナンバー入りの証明書は役場のみ）
- ・印鑑登録証明書（印鑑登録されている方）
- ・課税（非課税）証明書（現年度分のみ）

交付手数料

一通200円（住民課窓口：300円）

取得可能時間

午前6時30分～午後11時

準備するもの

- ・マイナンバーカード
- ・暗証番号（4桁）

●オンライン転出届

マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます。

- ①マイナポータル（アプリ）へアクセス
 - ②転出届出情報等の入力
 - ③電子署名&送信
 - ④引越先市の市区町村窓口で転出届を提出
- 準備するもの

- ・マイナンバーカード
- ・暗証番号
- ・スマートフォンまたはパソコン

※届出内容に不備等がある場合は、役場にお越し頂く場合があります。

マイナンバーカードの代理受取可能範囲が拡大

●住民課住民班

☎(84)1214

マイナンバーカードの受領は、原則本人のみとされていますが、病気や

障害などやむを得ない理由として認められるほか、75歳以上の方や高校生など代理受取可能範囲が拡大しました。

対象者

- ・要介護、要支援認定者
- ・障害のある方
- ・長期入院者
- ・施設入所者
- ・中学生以下の方（親権者のみが代理人となります）

- ・高校生、高専生
- ・海外留学中の方
- ・成年被後見人
- ・被保佐人、被補助人
- ・妊娠中の方
- ・75歳以上の方
- ・長期出張者

必要な書類

- ・交付通知書（委任理由、代理人、暗証番号を記載）
- ・通知カード
- ・本人確認書類（※1）
- ・代理人本人確認書類（※2）
- ・代理権確認書類（※3）

※1（写真付き書類がない場合は代理受領できません）

次の①から②点、または①と②からそれぞれ1点、または②を3点（うち1点は写真付き）が必要です。

①運転免許証、パスポート、在留カード、

ド、運転経歴証明書、障害者手帳など

②個人番号カード顔写真証明書（様式あり）、健康保険証、年金手帳、年金証書、社員証、学生証、医療受給者証、介護保険証など

※2 右記の①から2点、または①と②からそれぞれ1点
※3 代理受領となる理由がわかる書類（必要がある方）

第73回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

毎年7月は、“社会を明るくする運動”強調月間です。

“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行をした人の立ち直りについてみんなで考え、犯罪や非行が起きない社会をつくろうという全国的な運動です。

みなさんのチカラで社会を明るくしましょう。